電気事業会計規則等の一部を改正する省令（案）に対する意見の募集について

平成２３年８月２３日
資源エネルギー庁
電力・ガス事業部
電力市場整備課

１．意見公募の趣旨

原子力損害賠償支援機構法（以下「支援機構法」という。）の施行に伴い、電気事業会計規則（昭和４０年通商産業省令第５７号）、一般電気事業供給約款料金算定規則（平成１１年通商産業省令第１０５号）、一般電気事業託送供給約款料金算定規則（平成１１年通商産業省令第１０６号）、卸供給料金算定規則（平成１１年通商産業省令第１０７号）及び一般電気事業部門別収支計算規則（平成１８年経済産業省令第３号）について、所要の改正を行います。

つきましては、広く国民の皆様から御意見をいただきたく、以下の要領で意見の募集をいたします。忌憚のない御意見を下さいますようお願い申し上げます。

なお、頂きましたご意見については、整理した上で検討の結果をウエブサイト上で公開することとしており、個別の回答は致しかねますので、あらかじめご了承願います。

２．意見の公募対象

電気事業会計規則等の一部を改正する省令（案）

３．資料入手方法

（１）電子政府の総合窓口（ｅ－Ｇｏｖ）における掲載

（２）窓口での配付

入手先：経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課
（東京都千代田区霞が関　経済産業省別館５階）

４．意見公募期間

募集開始：平成２３年８月２３日（火）～募集終了：平成２３年９月２２日（木）
※郵送の場合は同日必着

５．意見提出先・提出方法

意見に関しては、下記のいずれかの方法（郵送、ＦＡＸ、電子メール）で、下記の様式に必要事項を記入の上、日本語で提出してください。なお、意見の内容を十分に把握するために確認連絡を取らせて頂くこともありますので、漏れなく御記入ください。

※電話での御意見の提出はお受けいたしかねますので、あらかじめご了承下さい。

（１）郵送

様式に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記宛先にお送りください。

宛先：〒１００－８９３１
東京都千代田区霞が関１－３－１
経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課
パブリックコメント担当　宛
件名を「電気事業会計規則等の一部改正（案）への意見」としてください。

（２）ＦＡＸ

下記の様式に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のＦＡＸ番号あてにお送り下さい。

ＦＡＸ番号：（０３）３５８０－８４８５
件名を「電気事業会計規則等の一部改正（案）への意見」としてください。

（３）電子メール（下記の様式を添付してお送り下さい。）

下記の様式に氏名、連絡先及び本件への意見を記入の上、下記のメールアドレス宛てにお送り下さい。

電子メールアドレス　：　qqmfbe@meti.go.jp
件名を「電気事業会計規則等の一部改正（案）への意見」としてください。

６．その他

皆様からいただいた意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、いただいた意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨を御了承ください。

御提出いただきました意見については、氏名、住所、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを除き、すべて公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おき下さい。

ただし、個人に関する情報であって、意見中に特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏させていただきます。

意見に附記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、意見の内容に不明な点があった場合等の連絡確認といった本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

（様式）

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力市場整備課　パブリックコメント担当　宛

「電気事業会計規則等の一部改正（案）」に対する意見

［氏　名］	（企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）
［住　所］	
［電話番号］	
［ＦＡＸ番号］	
［電子メールアドレス］	
［意見の趣旨］	
・該当箇所（どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。） ・意見内容 ・理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。）	